

令和4年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月24日（木）午後1時30分から午後2時38分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 志賀喜一  |
| 委員 | 1番  | 川上美由紀 |
| 委員 | 2番  | 石川俊雄  |
| 委員 | 3番  | 立川久恵  |
| 委員 | 4番  | 相場重雄  |
| 委員 | 5番  | 小関昭男  |
| 委員 | 6番  | 向田栄一  |
| 委員 | 7番  | 小林秀男  |
| 委員 | 8番  | 新井 勉  |
| 委員 | 9番  | 若田部明  |
| 委員 | 10番 | 金子一郎  |
| 委員 | 11番 | 本島光雄  |
| 委員 | 13番 | 野村春男  |
| 委員 | 14番 | 川田恒夫  |
| 委員 | 15番 | 澁江修身  |

4. 欠席委員 (1人)

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 委員 | 12番 | 大拙 孝 |
|----|-----|------|

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の改正について

議案第2号 佐野市農地移動適正化あっせん基準の改正について

議案第3号 空き家に付属した農地の指定について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

|       |           |
|-------|-----------|
| 事務局長  | 小野 勉      |
| 参事    | 磯部高志      |
| 農地調整係 | 係長 川田優子   |
|       | 主査 飯塚康夫   |
|       | 主任 小松崎梨菜  |
|       | 主事補 柿沼誠一郎 |

## 7. 会議の概要

|      |   |
|------|---|
| 事務局長 | ただいまから、令和4年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。   |
| 議長   | 開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。  |
| 事務局長 | はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号12番 大拙 孝委員の1名でございます。<br>また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。 |
| 議長   | ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。  |

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 向田栄一委員、議席番号11番 本島光雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号までであります。

まず、議案第1号「佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の改正について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の改正について、佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の改正について、委員会の議決を求めます。

令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱の一部を改正する告示

佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会設置要綱（平成18年佐野市農業委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号を次のように改める。

(7) 佐野市産業文化スポーツ部長

附則 この告示は令和4年4月1日から施行する。

レイアウトが横向きになりますが、新旧対照表をご覧ください。

表の左側が現行の規程、右側が改正案で、下線の部分が改正部分です。

第3条では協議会組織の委員構成について(1)1号から(7)7号まで7者を定めており、具体的には、佐野市認定農業者協議会、佐野農業協同組合、農業共済組合安足支所、佐野市土地改良区、佐野市農業公社、安足農業振興事務所、佐野市産業文化部長ですが、そのうち(7)「佐野市産業文化部長」を、「佐野市産業文化スポーツ部長」とあらためる改正でございます。

本改正につきましては、令和4年4月1日付佐野市の組織機構見直しにより、現在の産業文化部と観光スポーツ部の2つの部が統合され、「産業文化スポーツ部」となることに伴い部長の職名が改められるもので、昨

日閉会した佐野市議会の定例会において、市の関係例規の整備がされたところでございます。以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、提案のとおり議決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、提案のとおり議決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「佐野市農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 佐野市農地移動適正化あっせん基準の改正について、佐野市農地移動適正化あっせん基準の改正について、委員会の議決を求めます。

令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

本議案は、12月の全員協議会においてご説明させていただいた、農地の出し手・受け手の仲介を行うあっせん事業に係る基準の改正となります。昨年11月に「佐野市農地移動適正化あっせん基準作成協議会」において、5年ごとに行われる農林業センサスの結果を受けて見直した改正案について、県へ変更認定申請をしていましたものが認定されましたので、新年度からの新たな基準の運用開始に向けお諮りするものでございます。

佐野市農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する告示

佐野市農地移動適正化あっせん基準（平成18年佐野市農業委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 水稻の項中「135a」を「160a」に、「55a」を「60a」に、「40a」を「50a」に、「1000羽」を「(桁区切りを加えた)1,000羽」に改め、同表畜産の項中「1500羽」を「(桁区切りを加えた)1,500羽」に改める。

附則 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表をご覧ください。先ほどの議案と同様、横向きのレイアウトとなりますが、表の左側が現行、右側が改正案で、下線の部分が改正部分です。

内容は、あっせんの受け手の農業経営の基準面積について、2020農林業センサスの各地区の平均耕作面積を基に見直しを行い、佐野地区、田沼地区、葛生地区についてそれぞれ、160a、60a、50aに引き上げる変更となります。

また、基準自体には影響しませんが、今回の見直しにあたり市の法務担当部局から、例規に用いる表現の統一ということで、数字の桁区切りのカンマを加えるよう指示がございましたので、この基準の中で使われている4桁の数字につきまして、桁区切りのカンマを加える表現への変更となります。以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、提案のとおり議決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、提案のとおり議決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 空き家に付属した農地の指定について、意見を求めます。  
令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、申請のとおり指定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については、申請のとおり指定することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条664番 契約内容は、賃借権の設定3年です。申請地までの距離は6km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機を各2台所有しております。主な経営作物は、米、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条665番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は15km、所要時間は28分です。大農機具の所有状況は、トラクター、軽トラを各1台所有しております。主な経営作物は、キャッサバ、ブドウとなっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思



われます。

3条666番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.5km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、羊48頭及び乗用草刈機、トラクター、動力噴霧機を各1台所有しております。主な経営作物は、柿、栗、牧草、リンゴ、柚子となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は515日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条667番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.2km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、小型管理機、小型ユンボを各1台所有しております。作付予定は、さつまいも、栗となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は180日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条668番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、コンバイン1台、トラクター3台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条669番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は7km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター5台、コンバイン6台、乾燥機2台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、麦、そばとなっております。農作業

従事人数は1人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員をお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われまます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第4号3条667番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条667番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

3月16日に、委員7名が出席して審査会を行いました。

3条667番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転3筆の申請になります。申請人は、数年前佐野市の空き家へ移住されました。近所にお住まいの方から、農地を取得してほしいとの相談を受け、本人も、JA佐野主催の「農夢塾」などに参加するなど農業に興味があったため、農地を取得し新規就農したいという案件です。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、申請人1名で兼業農家として農業経営をしていきます。作付計画としましては、さつまいも、栗の作付を行っていく予定となっております。販売先は、直売所や、ホームページからのネット販売等を予定しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。審査会の結果については、報告のとおりであります。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号5条894番について、調査班、お願いします。

調査班

5条894番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、「既存の施設の敷地拡張」に該当し一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については転用に係る面積が

30 a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の57番、60番について、議席番号14番 川田恒夫委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田恒夫委員 退室14：29)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定関係の57番、60番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の57番、60番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田恒夫委員 入室14：30)

次に、利用権設定関係の63番について、議席番号2番 石川俊雄委員が、議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。石川俊

雄委員の退室をお願いします。

(石川俊雄委員 退室 14 : 32)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。利用権設定関係の63番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の63番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。石川俊雄委員の入室をお願いします。

(石川俊雄委員 入室 14 : 33)

続きまして、先に審議いたしました利用権設定関係の57番、60番、63番以外の案件、及び、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の57番、60番、63番以外の案件、及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の57番、60番、63番以外の案件、及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせま

す。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年3月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時38分閉会